

市民税・県民税の申告は忘れなく

○令和5年度市民税・県民税 申告受付会場での受付期限



3月15日(水)まで

期限後に申告される方は、確定申告の場合は税務署へ（3月31日までは入場整理券方式、4月1日以降は要予約）、市民税・県民税申告の場合は税務課または各総合支所へお越しください。

○申告が必要な方

令和5年1月1日現在、五所川原市に住所のある方で、下記のいずれかにあてはまる方は申告が必要な場合があります。

- 令和4年中に何らかの収入があった方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入している方
- 遺族年金、障害者年金等の非課税収入のみの方
- 「市外」に住居登録されている方の税法上の扶養親族になっている方 など

○申告が必要な方が申告しなかった場合、こんな不利益が…

- 市民税・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が「正しく計算されない」。
- 公営住宅の更新等、さまざまな手続きに必要な「所得課税証明書が発行されない」。
- 国民年金保険料の免除申請等、「各種申請ができない」。

など



* その他詳細については、市ホームページをご覧ください。
問い合わせ先…税務課 内線2252



五所川原市 申告

検索

軽自動車等の変更手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点の所有者に課税されます。所有者が転出したり、車両を処分・譲渡したときは届出が必要です。届出しないうちでいると、引き続き課税されますので、忘れずに届出を済ませましょう。

各車種の手続き場所は次のとおりです。手続きに必要なものについては、直接お問い合わせください。

▷原動機付自転車・小型特殊自動車

税務課 内線2255／金木総合支所総合窓口係 内線3135／市浦総合支所総合窓口係 内線4055

▷軽三輪・軽四輪

軽自動車検査協会青森事務所 Tel.050-3816-1831

▷軽二輪・二輪の小型自動車…国土交通省東北運輸局

青森運輸支局 Tel.050-5540-2008

愛車の住所変更は忘れなく

自動車税種別割の納税通知書は、原則として4月1日現在での自動車登録の住所（車検証に記載されている住所）に送付しています。引っ越しなどで住所が変わったときは、運輸支局で住所の「変更登録」を行う必要があります。3月中に手続きができない場合は、最寄りの地域県民局県税部までご連絡ください。

また「青森県電子申請・届出システム」から手続き

することもできますので、詳しくは県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>）をご覧ください。

* 車検証の住所は別途変更が必要です。運輸支局での変更登録も忘れずに行ってください。

問い合わせ先…西北地域県民局県税部納税管理課
Tel.34-2111 内線211

今月の納期 納期限 3月31日(金)

税・保険料	納期限	問い合わせ先
国民健康保険税	9期	収納課 内線2273
後期高齢者医療保険料	9期	国保年金課 内線2346
介護保険料	9期	介護福祉課 内線2443

納付は
便利で確実な
口座振替を！

